

## 監査・実地指導からの周知事項について

平成 21 年 2 月 高齢対策課介護保険班

監査・実地指導の結果から、法令違反や介護給付費の過誤調整等に関わる特に留意すべき事項について、次のとおり周知します。

各事業所においては、事例にあげられたケースの有無について自主点検するとともに、必要に応じて過誤調整を行ってください。

### 1 身体拘束廃止未実施減算

#### ■ 基準省令における身体拘束禁止規定

- サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者（利用者）の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

緊急やむを得ない＝三つの要件をすべて満たすことが必要

切迫性

非代替性

一時性

平成 18 年度の制度改正から 3 年が経過しようとしていますが、「緊急やむを得ない身体的拘束等」に係る記録を怠り、いまだに未実施減算が適用される事業所があります。

また、時間の経過とともに、「身体拘束とは何か」といった基本的な理念について職員の意識が薄れ、4 点柵などの比較的改善が容易な身体的拘束等が行われている施設等も見受けられます。

つきましては、再度、身体拘束廃止の取組みについて職員に周知するとともに、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するよう徹底してください。

なお、この記録は、身体的拘束等を行う毎に必要なことに留意してください。

#### ◆ 身体拘束廃止の取組みに係る指導のポイント

- 身体拘束は、緊急避難的処置であることを、職員全員が理解すること。
- 「拘束開始及び解除の予定」は、利用者の態様を観察し、解除に向けた対策を身体拘束廃止委員会等で検討するための期間設定でもあるため、必ず解除予定日を

設定すること。

- また、同意を受けた期間が終了しても、身体拘束を解除することができなかった場合は、その経過について利用者・家族等に説明するとともに、改めて期間を設定し、同意を受けること。
- なお、拘束の同意期間であっても、漫然と拘束を行うのではなく、行動制限が一時的なものであるよう努めること。
- 身体拘束の記録は、身体拘束を行うたびに行うこと。
- なお、身体拘束の記録は、対象者の心身の状況等を慮り、拘束解除に向けた分析ツールとして実施するものであるため、日時だけの記録に止まらず、緊急やむを得ないと判断した状況等についても具体的に記載すること。
- 身体拘束に関する研修を年に1度は実施すること。

## 2 介護保険サービスと住宅型有料老人ホーム等における生活支援サービスとの明確化について

住宅型有料老人ホーム等<sup>(注1)</sup>において入居者に対し、同一又は関連する法人が介護保険サービス（主に訪問系サービス）と生活支援サービス<sup>(注2)</sup>とを提供する場合、それぞれのサービスが明確に区分されていないことにより、不適切な介護保険サービスの提供がなされることが懸念されている。

このため、こうした住宅型有料老人ホーム等の入居者である要介護者及び要支援者（以下「要介護者等」という。）にサービスを提供する介護保険事業者（主に訪問系サービス事業所と居宅介護支援事業所）は、不正請求と疑われるようなサービス提供を行うことのないよう、次の点に十分留意した事業運営をお願いしたい。

注1 「住宅型有料老人ホーム等」 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームのうち住宅型有料老人ホーム及び老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第20条の4に規定する適合高齢者専用賃貸住宅のうち特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けていないもののこと。

なお、食事等の生活支援サービスが提供される高齢者住宅は、有料老人ホーム又は適合高齢者専用賃貸住宅に該当する。

注2 「生活支援サービス」 老人福祉法第29条第1項に規定する食事の提供やオムツの交換等の日常生活上必要な便宜のこと。

### 1 共通

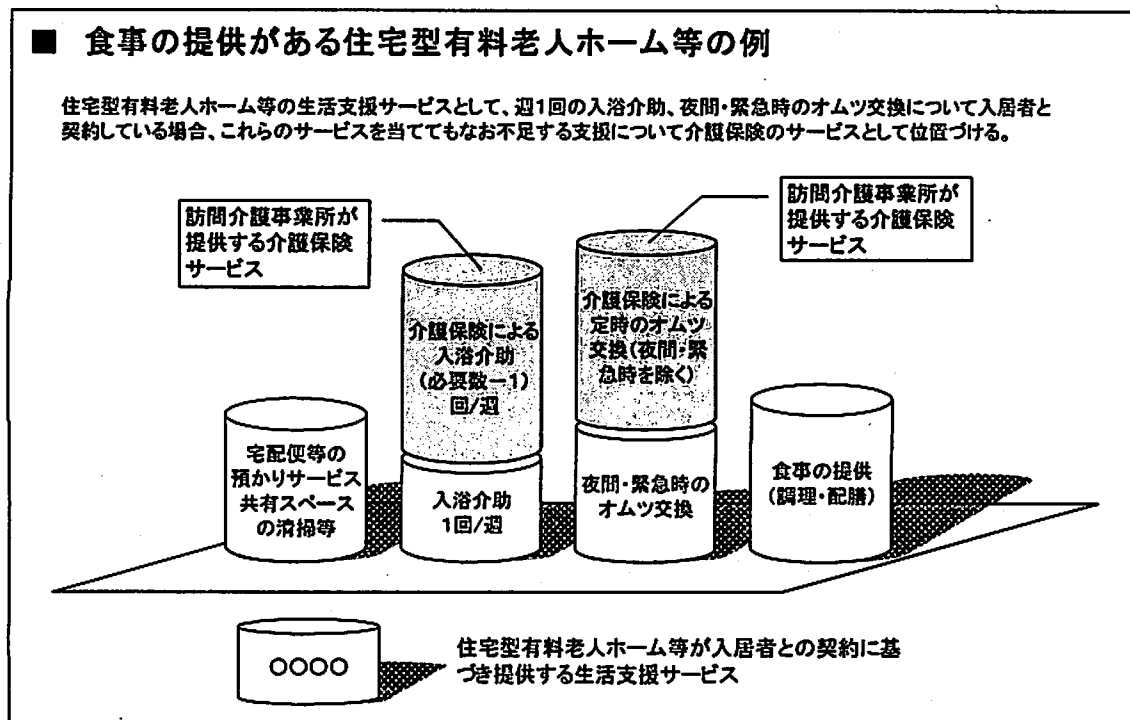
- 介護保険サービスを提供する場所は、社会通念上の居宅であること（養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホームの居室を含む。）
- 住宅型有料老人ホーム等の生活支援サービスと介護保険サービスを明確に区分すること
- 夫婦部屋等の特別の事情により、複数の要介護者等が1つの居室に住まう住宅型有料老人ホーム等においては、それぞれのサービス内容、時間及び担当者を明確にすること

## 2 訪問系サービス事業所への主な指導

- 介護保険サービスは、1人の利用者に対し提供者1人が専従すること（アセスメントの結果、2人のサービス提供者を当てるのが適切である場合を除く。）
- サービス提供時間、内容及び担当者を適切に把握・管理し、記録を行うこと
- 訪問介護員等は、住宅型有料老人ホーム等の職員と兼務しないこと
- やむを得ず訪問系サービスと住宅型有料老人ホーム等の職員を兼務する場合は、雇用契約書に訪問介護員等としての勤務時間帯、住宅型有料老人ホーム等の職員としての勤務時間帯を明示し、勤務形態を明確に区分すること

## 3 居宅介護支援事業所への主な指導

- 要介護者等が契約している住宅型有料老人ホーム等の生活支援サービスの内容、回数等を把握し、当該サービスでは不足する支援について介護保険サービスの利用を検討すること
- 居宅サービス計画書には、要介護者等が契約している住宅型有料老人ホーム等の生活支援サービスの内容、回数等もあわせて記載すること



## 3 その他

別紙一覧表のとおり

|   | サービス種別            | 項目                          | 実地指導での指導事例等   | 根拠法令等  |
|---|-------------------|-----------------------------|---|--|
| 1 | 訪問介護              | 訪問介護の所要時間                   | 訪問介護を1日に複数回算定する場合にあつては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とするとされているが、「ヘルパーが途中で交代している。」「違う事業所がサービス提供している。」等の理由により、個々に算定しているケースが見受けられた。<br>一連のサービス行為として提供する場合は1回の訪問介護としてその合計の所要時間で算定すること。<br>(なお、複数の事業所の場合、訪問介護費の分配は事業所相互の合議に委ねられる) | 報酬告示留意事項通知第2の2(4)<br>介護報酬に係るQ&A(平成15年5月30日老健局老人保健課事務連絡)        |
| 2 | (介護予防)通所介護        | 人員基準欠如による減算について             | 通所介護における看護職員については、月平均で1名以上を配置することとされており、1割を超えて減少した場合には翌月分を減算(利用者全員について所定単位の70%で算定)することとされている。<br>この場合の計算方法は、<br>(サービス提供日に配置された延べ人員÷サービス提供日)≥0.9 となることについて周知されていない事業所が多く見受けられるので留意すること。                          | 平成18年4月改定関係Q&A Vol1(問17)、Vol5(問1)                              |
| 3 | 介護予防訪問介護、介護予防通所介護 | 介護予防短期入所を利用した場合の介護報酬の請求について | 介護予防短期入所生活介護(又は介護予防短期入所療養介護)を利用している者が、当該サービスの利用日以外の日において、介護予防訪問介護等の月当たり定額報酬の介護予防サービスを利用する場合、介護予防訪問介護費等の算定については、1月から介護予防短期入所生活介護(又は介護予防短期入所療養介護)の利用日数を減じて得た日数により日割りで請求することとなるので留意すること。                           | 平成20年4月21日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「介護療養型老人保健施設に係る介護報酬改定等に関するQ&A」問21 |

【根拠法令】※表中の略称については以下を参照してください。

◇指定基準関係

■ 基準省令

- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(H11.3.31厚生省令第37号)
- ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(H18.3.14厚生労働省令第35号)

■ 基準省令解釈通知

- ・ 指定居宅サービス及び指定介護予防サービスに関する基準について(H11.9.17老企第25号)

◇介護報酬関係

■ 報酬告示

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(H12.2.10厚生省告示第19号)
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(H18.3.14厚生労働省告示第127号)

■ 報酬告示留意事項通知

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(H12.3.1老企第36号)
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(H18.3.17老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)

|    | サービス種別 | 項目                       | 実地指導での指導事例等   | 根拠法令等                               |
|----|--------|--------------------------|---|-------------------------------------|
| 4  | 居宅介護支援 | サービス担当者会議について            | サービス担当者の意見を求めることなく、計画原案が決定されたものとして扱っているケースがあった。(ケアマネの意見が全てであり事業者は言われたとおり提供すればいいと言われている)<br>利用者の状況等に関する情報を指定居宅サービス担当者と共有するとともに、専門的な見地からの意見を求め調整を図るよう改善すること。  | 基準省令第13条                            |
| 5  |        | 短期入所サービスの30日を超える連続利用について | 短期入所サービスの30日を超える連続利用については、31日目を降保険給付の対象としないことが原則とされている。<br>ただし、緊急避難的にケアマネが保険者の了解を得た場合に限り、31日目を全額自己負担とし再度保険給付の対象とすることができる。保険者の了解無く機械的に自己負担を位置づけ連続利用しているケースが見受けられたので留意すること。                                       | 平成13年8月29日付け厚生労働省老健局事務連絡<br>※別添資料参照 |
| 6  |        | 特定事業所集中減算                | 毎年度2回、通知に定める書類を作成し2年間保存する必要があるが、該当しない場合に書類の作成がされていない事業所がある。<br>また、該当する場合は、年2回報告を行うとともに、正当な理由がある場合には、その理由についても併せて提出する必要があるので留意すること。  | 報酬告示留意事項通知 第3の9                     |
| 7  |        | 介護報酬について                 | 提供時間が訪問介護計画に位置付けられた時間を超過した場合、全てを現に要した時間に変更して算定するようケアマネが事業所に指導していた。<br>現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位を算定するよう改善すること。  | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表注1       |
| 8  |        | 基準省令第13条関係               | モニタリングの結果を記録していない場合など、指定基準に基づく運営がなされていない場合には減算の対象となることに留意すること。  | 報酬告示留意事項通知 第3の6                     |
| 9  |        | 通所介護の短時間利用について           | 2～3時間未満の通所介護を行う場合は利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者についてのみ認められているが、利用者の希望や利用料の問題をもって安易に計画に位置付けられている事例が見受けられた。  | 報酬告示留意事項通知 第2の7(2)                  |
| 10 |        | 訪問介護の所要時間                | 訪問介護を1日に複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とするとされているが、「ヘルパーが途中で交代している。」「違う事業所がサービス提供している。」等の理由により、個々に算定しているケースが見受けられた。<br>一連のサービス行為として提供する場合は1回の訪問介護としてその合計の所要時間で算定すること。<br>(なお、複数の事業所の場合、訪問介護費の分配は事業所相互の合議に委ねられる) | 報酬告示留意事項通知 第2の2(4)                  |

【根拠法令】※表中の略称については以下を参照してください。(居宅介護支援部分)

◇指定基準関係

■ 基準省令

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(H11.3.31厚生省令第38号)

■ 基準省令解釈通知

・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(H11.7.29老企第22号)

◇介護報酬関係

■ 報酬告示

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(H12.2.10厚生省告示第20号)

■ 報酬告示留意事項通知

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(H12.3.1老企第36号)

|    | サービス種別                       | 項目                          | 実地指導での指導事例等   | 根拠法令等                              |
|----|------------------------------|-----------------------------|---|------------------------------------|
| 11 | 通所介護<br>短期入所生活介護<br>介護老人福祉施設 | 機能訓練指導員の配置について              | 加算を算定していない事業所においては、機能訓練指導員の位置づけ等があいまいとなっている。また、機能訓練を提供した記録も無いケースも見受けられる。機能訓練指導員について、組織としての位置づけを明確化し、サービスの内容等を記録すること。  | 基準省令第93条ほか                         |
| 12 | 短期入所生活介護<br>短期入所療養介護         | 送迎加算                        | 相乗り・ルート送迎で加算を算定している事例が確認された。相乗りが認められるのは、原則として個別に送迎が実施されている事業所で、たまたま時刻等が重なった等の場合に限られるので留意すること。   | 介護報酬に係るQ&A(平成15年5月30日老健局老人保健課事務連絡) |
| 13 | 短期入所生活介護<br>短期入所療養介護         | 計画の作成                       | 概ね4日以上連続して利用する場合は計画を作成することとされているが、計画が作成されていない事業所が多数見受けられる。漫然かつ画一的なサービス提供とならないよう、提供の都度計画を作成すること。   | 基準省令第129条第1項<br>基準省令第147条第1項       |
| 14 | 福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売           | 各種記録及びアセスメント                | 基準省令及び解釈通知において求められている運用がなされていないケースが多い。(ケアプランの把握が不十分、消毒委託の場合の、実施状況の定期的確認・結果の記録がされていないなど)<br>介護保険事業者である点を再認識し、単に希望があるから貸す、売るというのではなく、利用者の状況を把握したうえで必要に応じて提供するサービスである点に留意すること。 |                                    |
| 15 | 共通事項                         | 法令遵守の徹底(運営規程の掲示ほか)          | 運営規程の概要の掲示はされているものの、現状にそぐわない内容であるケースが多数見受けられる。掲示の目的が「利用申込者のサービスの選択に資するため」であることを再認識すること。<br>また、変更届出を要する事項が変更になったにもかかわらず届出がなされていないケースも散見された。                                  | 法第75条ほか<br>基準省令第32条ほか<br>規則第131条ほか |
| 16 | 共通事項                         | 役員が事業所の管理者等の職に就いている場合の出退勤管理 | 理事長等の役員が管理者などの職に就いている場合、出勤簿が整備されていないケースが多数見受けられる。<br>利用者等に対する適切なサービス提供を確保するため、従業員の勤務体制を定めること。   |                                    |

【根拠法令】※表中の略称については以下を参照してください。(介護老人福祉施設関係)

◇指定基準関係

■ 基準省令

- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(H11.3.31厚生省令第39号)

■ 基準省令解釈通知

- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(H12.3.17老企第43号)

◇介護報酬関係

■ 報酬告示

- ・ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(H12.2.10厚生省告示第21号)

■ 報酬告示留意事項通知(短期入所サービスを含む)

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(H12.3.8老企第40号)

高 対 号 外

平成13年12月14日

各市町村介護保険担当課長 様

栃木県保健福祉部高齢対策課長



短期入所サービスの30日を超える連続利用について（通知）

平成14年1月からの支給限度基準額一本化に伴う短期入所サービスの30日を超える連続利用についての取扱いについては、平成13年8月29日付け厚生労働省老健局からの専務連絡のQ&Aのとおりであり、31日目以降については保険給付の対象としないのを原則とするので留意願います。

これは、ショートステイが制度本来の目的から外れ、実質的な入所と何ら変わらない事態となることを防止するとともに、保険給付による他のショートステイ希望者が利用できるようにするための措置であり、ケアマネジャーが作成するケアプランに、当初から連続30日を超えるショートステイを盛り込むことのないよう注意を喚起したものです。

ただし、緊急避難的に下記の事態で、ケアマネジャーが保険者である市町村の了解を得た場合に限り、31日目を全額自己負担とし32日目以降再度保険給付の対象とすることが出来るものであるので申し添えます。

また、ショートステイがケアプラン作成上の要介護認定等の有効期間の半数を超える場合の取扱いについても、同様に保険者である市町村の了解を前提とすることとするので留意願います。

なお、短期入所生活介護と短期入所療養介護を合わせて利用する場合の取扱いは、サービスの性質が異なることから、それぞれ別個の利用期間として取り扱われることとなるので申し添えます。

記

- 1 退所予定日において、被保険者の心身の状態が悪化しており、在宅に戻れる状態ではないと客観的に判断できる場合。
- 2 退所予定日において、在宅に戻った場合に介護をする者が急病等で介護できない場合。
- 3 退所予定日において、戻るべき自宅が火災等の災害を受け、あるいは同居する家族の葬儀等があり、在宅に戻れる状態ではない場合。

〔 高齢対策課介護保険班 〕  
NW-TEL 500-3148

訪問通所サービス及び短期入所サービスの支給限度額の一本化に係るQ&A  
(平成13年8月29日付け厚生労働省老健局事務連絡より抜粋)

**【連続30日を超える短期入所の日数の扱い】**

連続30日を超えて短期入所を行った実績がある場合、30日を超える利用日を短期入所の利用日数として通算し、要介護認定期間の半数との比較に含めるか。

(答) 連続30日を超えた利用日については介護保険対象の短期入所とはみなされず、保険給付の対象ともならないため、要介護認定期間の半数と比較する短期入所の利用日数には含めない。

**【区分限度を超えて利用した短期入所の扱い】**

区分限度を超えて短期入所を行った実績がある場合、短期入所の利用日数として通算し、要介護認定期間の半数との比較に含めるか。

(答)

区分支給限度基準額を超えて全額利用者負担で利用した短期入所の日数については、「要介護認定期間中の短期入所利用日数の確認」欄において短期入所の利用日数には含めない。

限度内相当部分としての要介護認定期間の半数との比較に含める日数は以下の算式により算出する。

$$\text{短期入所サービスの区分支給限度基準内単位数} \div \text{短期入所の総単位数} \\ \times \text{短期入所の総利用日数 (小数点以下切り捨て)}$$

**【要介護認定期間をまたがる連続利用】**

二つの要介護認定期間をまたがる短期入所で、連続利用日数が30日を超えた場合は報酬算定可能か。

(答)

二つの要介護認定期間をまたがる入所であっても、30日を超えて算定できない。

**【同じサービス事業所で退所の翌日に入所した場合の扱い】**

短期入所において、同一サービス事業所から退所した翌日入所した場合、算定日は連続しているが、連続入所とはみなさないと考えてよいか。

(答)

退所の翌日入所した場合は、連続して入所しているものとしてあつかう。

**【短期入所サービスの連続入所について】**

A事業所で短期入所サービスを利用し、その後1日以上の間を空けずに他事業所へ移り短期入所サービスを利用した場合は、連続利用とみなすのか。

(答)

他事業所へ移動した場合も連続利用とみなす。ただし、短期入所生活介護から短期入所療養介護へ移動した場合(その逆も含む)は、連続利用とはみなさない。



高対号外  
平成20年9月1日

各訪問介護事業所 開設者 様

栃木県保健福祉部高齢対策課長

道路運送法第78条第3号許可に係る訪問介護員等である  
運転者の要件について（通知）

日頃より、介護サービスの提供についてご協力いただき感謝申し上げます。

さて、一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定）との契約に基づき訪問介護サービスを提供する訪問介護員等が、その使用権原を有する自家用自動車を使用して要介護者等を輸送する場合（道路運送法78条第3号許可（旧80条第1項許可））、その訪問介護員等である運転者に対し国土交通大臣が認定する講習を修了する等、平成20年9月末までに、当該要件を満たす必要があります。

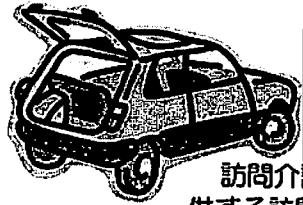
つきましては、貴事業所において、運転者の要件を満たさない訪問介護員等がいる場合は、必ず運転者要件を満たさせるようお願いします。

なお、国土交通大臣が認定する講習である社会福祉法人栃木県社会福祉協議会が開催する「福祉有償運送運転者代替講習会開催要綱」を同封します。

注意事項

- 1 自家用有償旅客運送の許可等に関するご質問等は、栃木運輸支局企画輸送部門にお問い合わせ下さい。（TEL028-658-7011）
- 2 栃木県内の大臣認定講習機関は「栃木県移送サービス連絡協議会（TEL 028-676-1100）」及び「社会福祉法人栃木県社会福祉協議会（TEL 028-622-0051）」です。  
認定講習の開催予定・内容等に関するご質問等は、大臣認定講習機関にお問い合わせ下さい。

|   |
|---|
| 介護保険班：釜野井<br>電 話 028-623-3149<br>F A X 028-623-3925 |
|---|



## Ⅱ. 訪問介護事業所の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送の許可 法第78条第3号・通達



訪問介護事業所等の指定を受けた一般タクシー事業者（限定・特定事業者を含む）との契約に基づき訪問介護サービスを提供する訪問介護員等が、その使用権原を有する自家用自動車を使用して要介護者等を輸送する有償運送の許可（法第78条第3号）については、次のとおり取り扱う。

### 1. 許可申請手続き

契約事業者 → 一括代理申請 → 運輸支局

語句  
 契約事業者：契約関係にある一般タクシー事業者（特定含む）  
 契約自家用自動車：有償運送許可を受けた自家用自動車

### 2. 申請書添付書類

申請書様式に記載する添付書類と、各申請者の法第7条各号に該当しない宣誓書・運転免許停止を受けていない宣誓書

### 3. 許可基準

#### (1) 安全にかかる措置

契約事業者の責任において契約自家用自動車について輸送の安全の確保の措置が適切に行われているもの

##### 運行管理

契約事業者は契約自家用自動車の運行管理をすること

運転者の休憩  
 睡眠施設の管理

運転者の健康状態の把握

運転者の対面点呼の実施と記録保存

乗務記録保存

乗務員台帳

事故記録

写真を貼った乗務員証

区域の状態に応じた運転の指導、人身事故・新規雇用・高齢者運転者の適性診断受診

運行管理の指揮命令系統が明確であること

事故防止の教育指導対策

車両整備管理体制の整備

苦情処理体制の整備

##### 運行管理者の選任

契約事業者は、事業用自動車と契約自家用自動車の合計が5両以上の営業所に運行管理者の選任が必要。40両以上は複数選任（経過規定あり）

#### (2) 輸送の範囲

ケアマネージャーが作成するケアプラン又は市町村の介護給付費支給決定に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送であること。

#### (3) 運転する訪問介護員等

下記どちらかの資格を有すること

2種運転免許を保有し、申請日前2年間に無事故、かつ、免許停止を受けていない

1種免許を保有し、申請前2年間に無事故、かつ、免許停止を受けておらず、国交大臣が認定する講習（福祉運転者講習）の修了者（又は計画）又は(社)全乗連等のケア輸送サービス従事者研修の修了者

#### 使用する自家用自動車

(4) 定員11人未満の自動車（軽含む）

(5) 対人8000万円、対物200万円（搭乗者傷害も対象に含む）任意保険等に加入すること

(6) 名称「有償運送車両」の車両表示

(7) 車内に運賃を掲示

(8) 訪問介護員等が法第7条（欠格事由）各号に該当しないこと。

(9) 契約事業者の営業所で運送の引受けを行う

(10) 運送引受けは、契約事業者と要介護者等との運送契約であること、運送責任は契約事業者が負うこと、自家用自動車による有償運送であることを旅客に対して告知

### 4. 許可に付す条件

(1) 当該有償運送は、契約事業者の指示によること

(2) 運賃及び料金、乗務員証・自動車登録番号を車内に掲示

(3) 契約事業者との契約が無効になった場合許可証を返納すること

(4) (1)～(2)の条件に違反した事実が判明した場合には、許可を取り消すことがあること。